□□□－□□□□

相続税の　　通知書及び
加算税の賦課決定通知書

（通知用）

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

＿＿＿＿＿＿税務署長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

年　　月　　日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり　　及び加算税の賦課決定をします。

記

○　この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき減少する本税の額	納付すべき減少する加算税の額		納税猶予額控除後の納付すべき減少する本税の額
円	申告加算税	円	円
	重加算税		

○　納付すべき税額及び延滞税（納税猶予額のある人は、納税猶予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により令和　　年　　月　　日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○　新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。

○　既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○　課税標準等及び税額等の計算明細

(1)　納付税額又は還付税額の計算明細（円）

区分			当初課税額（　　額）	額
①	取得した財産の価額			
②	相続時精算課税適用財産の価額			
③	債務及び葬式費用の金額			
④	純資産価額（①＋②－③）			
⑤	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑥	課税価格（④＋⑤）			
⑦	相続税の総額（（2）の⑨の金額）			
一般の場合	⑧	同上のあん分割合		
	⑨	相続税額（⑦×⑧）		
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用の場合	⑩	相続税額（付表1(1)の⑬）		
⑪	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額			
税額控除額	⑫	暦年課税分の贈与税額控除額		
	⑬	配偶者の税額軽減額		
	⑭	⑫・⑬以外の税額控除額（付表7　1⑤）		
	⑮	計		
⑯	差引税額（⑨＋⑪－⑮又は⑩＋⑪－⑮）			

区分			当初課税額（　　額）	額
⑰	相続時精算課税分の贈与税額控除額			
⑱	医療法人持分税額控除額（付表4　2のB）			
⑲	小計（⑯－⑰－⑱）			
⑳	納税猶予税額（付表7　2⑧）			
申告納税額（⑲－⑳）	㉑	納付すべき税額		
	㉒	還付される税額		

(2)　相続税の総額の計算明細（円）

区分		当初課税額（　　額）	額
①	取得財産価額の合計額		
②	相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③	債務控除の合計額		
④	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤	課税価格の合計額		
⑥	法定相続人の数	人	人
⑦	遺産に係る基礎控除額		
⑧	計算の基礎となる金額（⑤－⑦）		
⑨	相続税の総額		

○　加算税の額の計算明細

			賦課決定額 A 加算税の基礎となる税額（円）	B 加算税の割合	C 加算税の額 (A × B)（円）	変更決定後の賦課決定額 D 加算税の基礎となる税額（円）	E 加算税の割合	F 加算税の額 (D × E)（円）	減少する額（円）
申告加算税	国税通則法に基づく計算	① 通常分	0,000	/100		0,000	/100		
		② 第　条第2項に係る部分	0,000	5 /100		0,000	5 /100		
		第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額 ③ 第1号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		④ 第2号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑤ 第3号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		累積納付税額 ⑥ 第1号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑦ 第2号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑧ 第3号に係る部分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑨ 第3項に係る部分（（③+④+⑤）－（⑥+⑦+⑧））							
		⑩ 第66条第6項に係る部分	0,000	10 /100		0,000	10 /100		
	国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	⑪ 5％控除額	0,000	5 /100		0,000	5 /100		
		⑫ 5％加算額	0,000	5 /100		0,000	5 /100		
		⑬ 10％加算額	0,000	10 /100		0,000	10 /100		
	⑭ 合計額（（（①+②）又は⑨）+⑩－⑪+⑫+⑬）								
重加算税	国税通則法に基づく計算	⑮ 通常分	0,000	/100		0,000	/100		
		⑯ 第68条第4項に係る部分	0,000	10 /100		0,000	10 /100		
	⑰ 合計額（⑮＋⑯）								

○　この通知に係る処分の理由

○　この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○　あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の価額を限度として相続税法第34条第　　項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

（資4-75-2-A4統一）